

弁護士（法曹）の国際化への対応強化について－国際人権の分野
（国際化検討会第15回検討会）

2003年6月5日

日本弁護士連合会

序、「意見書」が指し示す日本の司法・法曹の国際化の姿

「国際社会において、名誉ある地位」（憲法前文）を占めるのに必要な行動の在り方が不断に問われる・・・多様な価値観を持つ人々が有意的に共生することのできる自由かつ公正な国際社会の形成に向けて我々がいかに積極的に寄与するか・・・」（意見書4頁）

「21世紀における国際社会において、我が国が通商国家、科学技術立国として生きようとするならば、内外のルール形成、運用の様々な場面での法曹の役割の重要性が一段と強く認識される」（7頁）

「・・・我が国は、世界的動向に受け身で対応するのではなく、国際社会との価値観の共有を深め、公正なルールに基づく国際社会の形成・発展に向けて主体的に寄与することが一層重要となる。同時に、我々が自らのうちに多様・異質な意見や生き方を許容する、独創性と活力に満ちた、自由で公正な社会を、法の支配の理念の下に形成・維持することが不可欠である。」（53頁）

「こうした中、透明かつ公正なルールの下で、ルール違反を的確にチェックするとともに、権利・自由を侵害された者に対し適正迅速な救済をもたらす司法の役割を強化し、その国際的対応力を強めることが、焦眉の課題となる。自由で公正な社会や効率的な市場システムを支える適正迅速な紛争解決手段の整備、国際的組織犯罪や各種危機管理への的確な対応、社会の様々な場面での人権の保障、戦略的リスク管理や法遵守を含むコーポレート・ガバナンスの確立、国家戦略としての知的財産や情報金融技術への取組み等において、我が国司法（法曹）が社会のニーズに積極的に対応し、十分な存在感を発揮していくことが、我が国社会経済システムの国際的競争力・通用力といった見地からも一層強く求められることとなろう。」（53頁）

1、国際社会との価値観の共有を深め、公正なルールに基づく国際社会の形成・

発展に向けて主体的に寄与するために（国際人権法システム形成・発展への主体的寄与）

（１）国際人権法・システムに関する法曹研修の促進

1994年に国連総会で決議された人権教育のための国連10年（1995年－2004年）行動計画には、各国が取り組むべき人権教育実施の対象として法曹が挙げられている。また、国連規約人権委員会は1998年に、社会権規約委員会は2001年に、それぞれ日本政府に対し、法曹に対する人権教育の必要を勧告している。これに応える基盤整備として、教材の整備、研修体制の確立が必要である。

具体的には、国連作成の研修資料の和訳、国連人権高等弁務官事務所や欧米の大学院との共同研修、国際機関での研修の支援策等を検討・実施し、日本語教材及び日本人教授陣の充実をはかりつつ、日本の法曹向けのプログラムを策定・実施に取り組むべきである。

（２）外務省・法務省及び国際機関における国際人権分野の職務への弁護士 の登用

人権条約の起草や、条約批准のための国内法整備等に携わる外務省や法務省のポストに、任期付きでの弁護士を採用することで、人権分野について専門的・実務的知識と経験を有する弁護士の能力を活かすことができ、またさらにその専門性を高めることが可能となる。国際機関における人権関係のポストに日本政府から派遣する場合も同様に、弁護士を登用して派遣することが検討されるべきである。

（３）国際機関の人権分野職務への弁護士派遣、就職サポート

JPO（ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー）試験や競争試験からの就職だけではなく、特に、中間管理職、上級管理職に応募資格のあるような法曹を発掘し、送り出すことを考えるべきである。日弁連と外務省国際機関人事センターが中心となって、日本にある国連機関の各事務所からスピーカーを呼んで、国際機関に勤務することについて関心のある弁護士・修習生に対するセミナーを開催し、語学や専門分野の学位取得・実務経験の習得など求められる人材像を明確にし、応募のための具体的な準備についてアドバイスする等の

サポートが必要かつ有用である。また、特に法律分野からの人材を募集しているポストや競争試験、リクルートミッションについての情報を迅速に関心のある弁護士に提供するシステムを構築することが必要である。国際機関への就職を希望する弁護士が実際に勤務が確定するまでスタンバイし、いつでも事件を引き継いで勤務を開始できるようにするため、公設事務所でこれらの弁護士を受け入れ外国人向けの法律相談・事件を担当してもらうなどバックアップ体制を充実していくことも必要である。

(4) 国際人権条約の批准

とくに、自由権規約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約等、既に日本が加入している国連の人権条約に設けられた個人通報制度の受け入れを検討すべきである。日本が個人通報制度を受け入れることにより、日本の法曹が日常の事件処理のために国際人権法の知識を習得することが必要となり、国際社会において人権の分野で発展・確立してきた共通の価値観でありルールである国際人権基準がわが国の法曹の間で本格的に共有されることになる。

個人通報制度の受け入れにあたっての問題点の整理や克服についての議論、個人通報制度を受け入れに備えて必要となる国際人権条約の解釈や先例に関する資料の和訳、人材育成体制の確立を進めるために、法曹三者、学者、外務省等によるプロジェクトチームを設置して協議を開始してはどうか。

2、自らのうちに多様・異質な意見や生き方を許容する、独創性と活力に満ちた、自由で公正な社会を、法の支配の理念の下に形成・維持するために（内なる国際化- 日本における外国人への法的サービスを中心に）

(1) 法曹に対する語学トレーニング、実務研修

涉外弁護士が、事務所から派遣されて留学して語学力を磨いてくるのと違って、日本で生活する外国人のために法的サービスを提供する法曹の語学力習得は、何らかの公的なサポート体制がないと難しい。特に、英語以外にも、中国語、韓国語、タガログ語等による法的サービス提供の必要性の調査と語学研修も検討すべきである。

入管法、涉外家族法等に関する研修や事例を集めての勉強会、情報交換、実務研修等のほか、日本とフィリピン、日本とタイなど日本に滞在する外国人が

抱える問題に共通性があり人数も多い国とは二国間ベースで、大使館やその国の法曹との情報交換を行うことも有用である。さらに子の奪取に関するハーグ条約の批准問題等、日本で生活する外国人及び外国で生活する日本人家族のために国際的な基準を受け入れ国内法・制度の整備を行う必要性についての検討・協議を進めていく必要がある。

(2) 在日外国人むけ法律相談、法律扶助等の充実とそれを担う弁護士の養成、研鑽体制の確立

リーガルサービスを提供する各機関における外国語によるリーガルサービスの提供も充実していく必要がある。

法律相談、法律扶助の拡充は、具体的なニーズに応えるものであると同時に、相談・扶助を担当する弁護士の研鑽や研修の蓄積を進めることにより、弁護士（会）全体の経験蓄積のプロセスとなる。また、人権、生活関連法規の外国語データベースを構築することが必要である。

(3) 司法（法廷）通訳士（仮称）制度の導入と弁護士との協力体制の確立

司法通訳の充実は、各方面から提唱されているところである。

通訳の養成、研修、各国語での用語確定作業等を進めるために、関係各省庁と弁護士（会）が協力して検討を開始すべきである。

以上

弁護士（法曹）の国際化への対応強化について - ビジネス法務関係
（国際化検討会第15回検討会）

2003年6月5日
日本弁護士連合会

1. 審議会意見書の該当箇所

- ・ 「こうした中、透明かつ公正なルールの下で、ルール違反を的確にチェックするとともに、権利・自由を侵害された者に対し適正迅速な救済をもたらす司法の役割を強化し、その国際的対応力を強めることが、焦眉の課題となる。自由で公正な社会や効率的な市場システムを支える適正迅速な紛争解決手段の整備、国際的組織犯罪や各種危機管理への的確な対応、社会の様々な場面での人権の保障、戦略的リスク管理や法遵守を含むコーポレート・ガバナンスの確立、国家戦略としての知的財産や情報金融技術への取組み等において、我が国司法(法曹)が社会のニーズに積極的に対応し、十分な存在感を発揮していくことが、我が国社会経済システムの国際的競争力・通用力といった見地からも一層強く求められることとなる。」(53頁)
- ・ 「弁護士が国際化時代の法的需要に十分満たすことができる質の高い法律サービスを提供するようにすべきである。

このような見地から、弁護士人口の大幅増員、弁護士事務所の執務体制の強化、弁護士の国際交流の推進、外国法事務弁護士等との提携・協働、法曹養成段階における国際化の要請への配慮を進める等により、弁護士の国際化を抜本的に強化すべきである。」(55頁)

2. ビジネス面で求められる弁護士の国際化のイメージ

(1) 弁護士の国際化の具体的なイメージ

- ・ 弁護士が国際的な企業取引（企業買収、金融取引など）で内外の依頼者を代理し、契約書作成、交渉などを行う。
- ・ 弁護士が、内外の国際的な紛争事例（日本企業・外国企業間の裁判、仲裁案件、ダンピング手続など）で依頼者を代理して参加する。
- ・ 多くの弁護士が、内外の国際的な企業の法務部門でコンプライアンスを含む幅の広い法務を扱う。
- ・ 多くの弁護士が外国人の法律相談や法律事務を扱う。
- ・ 多くの弁護士が、国際機関や国際的な団体で活躍する。

- ・ 多くの弁護士が、日本の省庁で国際的な問題を取り扱う。
- ・ 多くの弁護士が、国際的な司法支援活動に従事する。
- ・ 法律事務所の中で、外国人の弁護士と対等に議論し協働している。
- ・ 多くの日本の法律事務所が海外に支店を有し、海外での案件に直接関与している。

(2) 弁護士の国際化の要素

弁護士の「国際化」を検討する上で、その意味を明確に認識しておく必要がある。

現在のところ WTO 貿易交渉などの純粋国際条約の締結、運用および解釈を除き、世界の法務サービスは各国の法律を基にしたサービスである。英米法系、大陸法系などの法体系の類似性はあっても具体的なサービスの面では、資格を得た自国の法律についてサービスを実施している（詳細な専門家としての助言を実施し、法廷などで代理する業務を行う以上、資格を得た国のサービスを行うことは当然のことである）。

上記の理解をもとに、考えうる弁護士の国際化の「要素」は以下の点である。

弁護士自身の素養

- ・ 他国の依頼者、同業者などと自由に意思疎通をすることができる。
- ・ 他国の依頼者、同業者などに対して専門的な助言、意見交換をすることができる。そのためには、自国の法律に精通することおよび比較法的な知見があることが必要である。

弁護士の働く場

- ・ 弁護士が内外の国際的な環境で働くことができる。

弁護士事務所の海外進出

- ・ 弁護士個人だけでなく、弁護士事務所が国際舞台で活躍することができる。

3. 弁護士の国際化に必要とされる共通項目（課題）

語学力

コミュニケーション力

法律専門性（国際取引法、涉外紛争法など）

弁護士雇用機会の拡充（企業、省庁、国際機関）

弁護士が国際的な場で働くために情報提供の拡充

外国の法律事務所での働く場の拡充

日本の法律事務所での外国弁護士の働く場の拡充

日本の法律事務所の組織力強化

日本の法および紛争処理等のシステムの国際化

4．上記3．の課題に対する対応策

(1) 語学力の向上

語学力の問題は弁護士に限ったことではない。

- ・ 日本人の語学力向上のために、一般的取り組み実施する。
- ・ 法科大学院の受験に語学力（会話力を含む）を考慮する。
- ・ 法科大学院で英語で講義する科目を設ける。

(2) コミュニケーション力の向上

日本人のコミュニケーション力不足の問題は弁護士に限ったことではない。

- ・ ディベートなどを内容とする科目を授業を高校、大学レベルの教育に導入する。
- ・ 法科大学院の授業に、ディベート、依頼者とのコミュニケーション、交渉などの科目を設ける。

(3) 法律専門性（国際取引法、涉外紛争法など）

無国籍な弁護士実務はないのであるから日本法の実務に精通することが必要である。他方、比較法的視野を持てる環境の整備が必要である。

- ・ 弁護士事務所での経験の豊かな弁護士からトレーニングを受けることが可能となる法整備を行う(外国法事務弁護士の単独雇用の場合に、日本の法実務をトレーニングする弁護士がないことが危惧される)。
- ・ 専門性を持つために弁護士事務所の規模が拡大することが必要であり、方法として弁護士の人数の拡大が考えられる。
- ・ 留学制度の拡充により外国での法学教育を受ける機会を増やす。
- ・ 外国の弁護士と働く場を拡張する（外国法事務弁護士との共同事業）。
- ・ 研究の場(比較法研究)と実務の場(日本法の実務)の人事交流を拡大する。
- ・ 法科大学院において比較法(実務)の科目を導入する。
- ・ 日弁連において専門家研修を導入する。

(4) 弁護士雇用機会の拡充（企業、省庁、国際機関）

任期付公務員制度の導入により、弁護士が省庁に登用されることが多くなってきおり、よい傾向である。よりいっそう省庁および民間における弁護士の有効活用に対する意識改革も求められている。具体的な対応策として、以下の方策が考えられる。

- ・ 任期付公務員制度の利用により、省庁の国際的な法律実務に関するポジシ

ョンに弁護士を登用する（例として、外務省の条約局など）。JICA など準公務所についても同様である。登用人数の数値目標も検討すべきである。

- ・ 弁護士の登用にあって、資格を有する経験者に応じた給与制度を設定する。
- ・ 国際機関からの法律分野の人材派遣要請および登用情報を弁護士が容易に入手し、応募できる制度を構築する。
- ・ 法律実務家として弁護士を登用することが有効であるとの意識の改革を行う。

(5) 弁護士が国際的な場で働くための情報提供の拡充

- ・ ホームページ等を利用した上記(4)に関する職業情報を提供するなどの広報活動を広く行うべきである。

(6) 外国の法律事務所での働く場の拡充

- ・ 弁護士と外国法事務弁護士との共同事業の定着化を図る。

(7) 日本の法律事務所での外国弁護士の働く場の拡充

- ・ 弁護士と外国法事務弁護士との共同事業の定着化を図る。

(8) 日本の法律事務所の組織力強化

- ・ 弁護士事務所が海外に進出するためには、弁護士事務所の規模が拡大することが必要であり、方法として弁護士の人数の拡大が考えられる
- ・ 弁護士と外国法事務弁護士との共同事業の定着化を図る。
- ・ 弁護士事務所の組織力強化のために、弁護士法人制度の利用を推進する。

(9) 日本の法および紛争処理等のシステムの国際化

弁護士が国際化するためには、日本法自体が国際化することが必要である。また、国際的な紛争処理システムとして敬遠されがちな日本の仲裁制度、裁判制度が公平かつ迅速で効率のよい手続になるよう改善する。

- ・ 日本法の英文化、留学生制度の充実などの方策をとることが望まれる。
- ・ 仲裁制度を改善する（仲裁担当者の育成など）
- ・ 裁判制度が公平かつ迅速で効率のよい手続になるよう改善する（法廷通訳の充実を含む）

以上